

有料公園施設の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

有料公園施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び所在地

- | | |
|--------|----------------|
| (1) 名称 | 谷保第3公園野球場 |
| 所在地 | 国立市富士見台2丁目34番地 |
| (2) 名称 | 谷保第3公園テニスコート |
| 所在地 | 国立市富士見台2丁目34番地 |
| (3) 名称 | 矢川上公園テニスコート |
| 所在地 | 国立市富士見台4丁目4番地 |

(4) 名 称 河川敷公園野球場
所在地 国立市谷保 9 5 4 4 番地先

(5) 名 称 河川敷公園サッカー場
所在地 国立市谷保 9 5 4 4 番地先

2 指定管理者の名称及び所在地

名 称 公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団
所在地 国立市富士見台 2 丁目 4 8 番地の 1

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで